# 中主小学校 PTA 会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第 I 条 本会は、中主小学校 PTA といい、事務局を中主小学校校内に置きます。

(目 的)

第 2 条 本会の目的は、中主小学校に在籍するすべての児童の健全な成長を図るため、学校、家庭、地域社会の環境の向上に努め、あわせて会員の教養を高めるとともに、相互の親睦を図ることを目的とする。

(方 針)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の方針に従って活動します。
  - 1. 本会は、民主的な社会教育団体であり、特定の政党、宗教等と支持するものではありません。
  - 2. 本会は、自主独立のものであり、他のいかなる団体の干渉もうけるものではありません。
  - 3. 本会は、学校の人事その他管理について干渉するものではありません。

## (事 業)

- 第 4 条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行います。
  - (1) 会員の研修に関すること。
  - (2) 人権教育の推進に関すること。
  - (3) 学年学級の教育推進に関すること。
  - (4) 校外生活指導に関すること。
  - (5) 教育環境の整備に関すること。
  - (6) 学校教育の援助に関すること。
  - (7) 資源のリサイクルに関すること。
  - (8) その他必要なこと。

# 第2章 会 員

#### (会員資格)

- 第 5 条 本会の会員資格は、次の通りとします。
  - (1) 中主小学校に在籍する児童の保護者
  - (2) 中主小学校に勤務する教職員

#### (入 退 会)

- 第 6 条 本会へは自由意志で入会し、また退会できます。
  - 1.この会に入会を希望する場合は、入会届を提出することで会員になることができます。
  - 2. 会員は、退会届を提出することで、退会することができます。

但し、卒業、転校、異動、退職で、会員の資格がなくなった場合は、自動的に退会したことになり、退会届を 提出する必要はありません。

## 第3章 会 計

### (経 費)

第7条本会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をあてます。

#### (会 費)

- 第8条本会の会費は次の通りとします。
  - 1. 会費は年額1500円とし、1学期に徴収します。
  - (1) 年度途中の入会の場合、月割計算で徴収します。
  - (2) 年度途中の退会の場合、既納会費は返金しないものとします。
  - 2. 本会の会費額は、総会において定めます。

#### (会計年度)

第 9 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

## 第4章 役 員

## (役 員)

- 第 10 条 本会の役員は次の通りとします。
  - (I) 会 長 I 名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 庶 務 2名(保護者 1名、教職員 1名)
  - (4) 会 計 2名(保護者 | 名、教職員 | 名)以上を本部役員とします。
  - (5) サポーター 定足数は特に定めません。
  - (6) 会計監査 2 名
  - (7) 顧 問 学校長ほか若干名

#### (選 出)

## 第 | 1 条

- 1. 前条(1)から(6)までの役員は、公募による立候補制とし、選考委員会の承認を得て決定します。
- 2. 庶務、会計の教職員は教職員の互選によるものとし、会長が委嘱します。
- 3. 顧問は会長が委嘱します。
- 4. 前条の役職について、それぞれ定数を超えた立候補がある場合は、会員による選挙または立候補による 話し合いを実施します。
- 5. 立候補による定員が満たない場合は、役職不在や定員に未達のまま本部運営をすることができます。 但しその場合は、当年度役員と次年度役員立候補者がそのことに合意し、なおかつ会員を対象と した投票にて投票者の過半数の賛成を要することとします。

#### (選考委員会)

第 12 条 選考委員会は本部役員によって構成され、役員選考結果は、選考委員会からPTA会員すべてに 周知し、これをもって承認にかえることとします。

### (職務)

- 第 13 条 役員の職務は、次の通りとします。
  - (1) 会 長: 本会を代表し、会務を統轄します。
  - (2) 副 会 長: 会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行します。
  - (3) 庶務:本会の事務及び PTA 広報誌の作成と発行を行います。
  - (4) 会 計: 本会の会計を行います。
  - (5) サポーター: 事業の執行にあたります。
  - (6) 会計監査: 本会の会計に係る監査を行います。
  - (7) 顧 問:本会の重要事項について会長の諮問に答え、会議に出席し意見を述べることができます。

#### (任期)

- 第 14 条 各役員の任期は次の通りとします。
  - 1.役員の任期は、1年とします。但し、再任することができます。
  - 2. 役員は、その任期が満了した後も、後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとします。

## 第5章 会 議

## (会 議)

- 第 15 条 本会が行う会議は、次の通りとします。
  - (1) 総会
  - (2) 本部役員会

#### (総 会)

#### 第 16 条

- 1. 総会は年1回とし、必要あるときは、臨時に開くことができます。
- 2. 総会は、会長が招集し、次の事項を決議します。
  - (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
  - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
  - (3) 会費額の変更に関すること。
  - (4) 会則の改正に関すること。
  - (5) その他、本会の運営に関する重要な事項。
- 3. 会員が集まって総会を開くことが難しい場合は、書面による総会、議決にすることができます。

### (定 足 数)

第 17 条 総会は、会員の5分の1以上の出席がなければ開催することができません。

(決 議)

第 18 条 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長が決します。

## (本部役員会)

### 第 19 条

- 1. 本部役員会は、随時開くことができます。
- 2.本部役員会は、会長が招集し第15条第2項(1)~(5)について企画立案し執行します。

## 第6章 会則の改正

- 第 20 条 本会の会則は、総会において出席者3分の2以上の同意を得られなければ改正することができません。
- 第 21 条 本会の運営を円滑に行うために、会則に反しない限りにおいて、本部役員会の決議を経て、必要な規定を別に定めることができます。

#### 付 則

(施行期日)

- 第1条 この会則は、昭和59年6月30日から施行する。
  - (この会則は、平成 7年4月1日から一部改正する。)
  - (この会則は、平成 10 年 4 月 1 日から一部改正する。)
  - (この会則は、平成 12 年 4 月 1 日から一部改正する。)
  - (この会則は、平成 | 4 年 4 月 | 日から一部改正する。)
  - (この会則は、平成 22 年 | 月 20 日から一部改正する。これに伴い会則の細則、本部役員選考規定は廃止する。)
  - (この会則は、平成 26 年 5 月 2 日から一部改正する。)
  - (この会則は、令和4年4月 日から一部改正し、役員数の変更と組織体制、選考方法を改正。)
  - (この会則は、令和6年1月25日から一部改正する。任意加入制の導入、役員選出方法の変更、委員会の廃止。これに伴い実行委員会設置規定、役員選考規定、組織図は廃止する。)